

『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に係る 共同ワーキング・チームにおける検討結果等（報告）

1. 背景等

平成 30 年 9 月 3 日改訂の『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』（以下「基準及び注解」という。）において、「連結財務諸表に関して（中略）今後の独立行政法人による出資等の状況を注視し、基準及び注解の見直しについても検討していくこととする。」とされた。具体的な課題の検討については、現在の独立行政法人における出資・投資の実態や連結財務諸表の活用状況を踏まえ、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チーム（以下「共同ワーキング・チーム」という。）において検討を行うこととされた。

それに基づき、共同ワーキング・チームにおいて令和元年 7 月 5 日から同年 11 月 22 日までの合計 4 回の会合を開催し検討を行った結果を基準及び注解の改訂案として報告するものである。

なお、上記の検討結果、及び令和元年 9 月 3 日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され企業会計の監査基準が改訂されたことを踏まえ、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「監査基準」という。）について、共同ワーキング・チームの指示に基づき、事務局において技術的な修正を行った改訂案を作成したため、併せて報告する。

2. 改訂案の内容

（1）「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」

① 連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の見直し

- ・連結財務諸表の作成の目的について、独立行政法人とその特定関連会社からなる集団を独立行政法人の業務を一体となつて行う一つの会計主体として捉え、独立行政法人が当該集団の財政状態及び運営状況を総合的に報告することに見直し
- ・連結の範囲について、現行の特定関連会社の判断基準である議決権比率等に加え、独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施しているかどうかという、業務一体性の観点も踏まえたものに見直し（関係会社（特定関連会社及び関連会社）の整理については別添のとおり）

② 個別財務諸表における関係会社株式の評価方法の見直し

- ・国際公会計基準も参考に、出資先持分額の変動に応じて評価する方法に見直し
- ・評価差額の計上方法について、損益計算書の位置付けに鑑み、部分純資産直入法を採用

③ 個別附属明細書における関係会社等の情報提供

- ・連結附属明細書において開示していた特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要、

財務状況等について、個別附属明細書における開示に見直し

④連結財務諸表の体系

- ・ 前回改訂における個別財務諸表の体系を踏まえ、連結剰余金計算書を廃止し、連結純資産変動計算書を新設
- ・ 連結行政コスト計算書については、記載対象となる情報を他の財務諸表（連結損益計算書及び個別行政コスト計算書）で把握できること等に鑑み、連結財務諸表の体系には含めないこととした。

(2) 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（事務局にて改訂案を作成）

基準及び注解における連結財務諸表の作成の目的等の改訂及び企業会計の監査基準の改訂を踏まえた所要の修正を行う。

3. 適用時期

改訂後の基準及び注解は、令和2事業年度から適用し、また、改訂後の監査基準は、令和2事業年度に係る監査から適用する。

共同ワーキング・チームにおける検討実績（参考）

開催日等	議題
第17回（7月5日）	独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等に係る検討
第18回（9月20日）	連結財務諸表の作成の目的及び連結の範囲の検討
第19回（11月1日）	独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等に係る論点の整理
第20回（11月22日）	「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（案）に係る検討

以 上

関係会社の整理

参考資料

現行

会計基準上の分類	①支配力基準	②業務一体性	連結の範囲	個別財務諸表
特定関連会社	○	○	含まれる。	出資の評価（低価法&洗替法）
	○	×	含まれる。	
関連会社	×	○&×	含まれない。	

改訂案

会計基準上の分類	①支配力基準	②業務一体性	連結の範囲	個別財務諸表
特定関連会社	○	○	含まれる。	出資の評価 （部分純資産直入法&洗替法） + 個別附属明細書における情報提供
関連会社	○	×	含まれない。	
	×	○&×	含まれない。	

注：連結の範囲についての重要性等に係る規定による取扱いは除く。